

議案第24号

指定金融機関の指定期間の変更について

指定金融機関の設置について（平成7年南風原町告示第81号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき提案する。

指定金融機関の設置について（平成7年南風原町告示第81号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

指定金融機関名	指 定 期 間
株式会社 琉球銀行	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。